

平成 30 年度
教員免許状更新講習
募集要項
【11 月開講】

仁愛女子短期大学



目次

1. 教員免許更新制について	2
2. 受講申込から履修認定までの流れ	2
3. 受講対象者	3
4. 開設する講習	4
5. 受講の申込方法	4-5
6. 受講票・受講料振込用紙の送付	5
7. 受講上の注意	5-6
8. 履修認定試験・事後評価アンケート	6
9. 履修証明書の送付	6
10. 個人情報の取扱い	6
11. 講習会場へのアクセス	6
12. 講習概要	8
13. 受講申込書・事前アンケート	10-15

1. 教員免許更新制について

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されることになりました。仁愛女子短期大学においても、文部科学大臣の認定を受けて、教員として必要な最新の知識技能の修得を目的とした免許状更新講習を開設します。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次の 4 つです。

- ①免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
 - ②平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状に 10 年間の有効期間が付されること。
 - ③2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること。
 - ④平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を取得した者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。
- この制度に関する詳細については、下記ホームページを参照してください。

教員免許更新制とは？－解説と Q&A－

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

ケース別 手続きの流れ

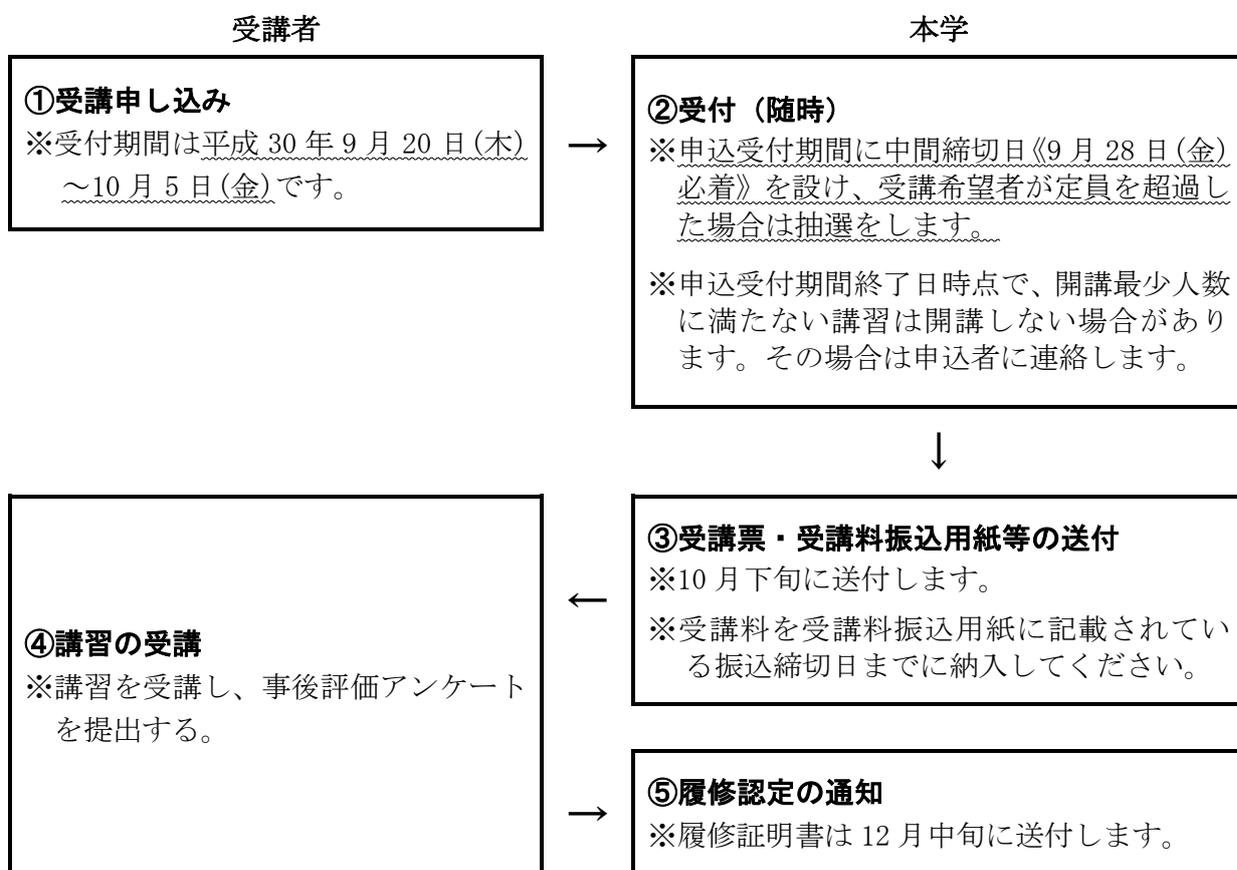
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm

福井県における教員免許更新制に関する問合せ

福井県 教育庁 学校振興課 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gakushin/top1.html>

Tel : 0776-20-0564 Fax : 0776-20-0670 e-mail : gakushin@pref.fukui.lg.jp

2. 受講申込から履修認定までの流れ



3. 受講対象者

更新講習の受講対象は、普通免許状又は特別免許状を有する方で、以下に該当し、旧免許状の場合は、修了確認期限が平成31年3月31日または平成32年3月31日となる方、新免許状の場合は、有効期間の満了日が平成32年3月31日となる方に限ります。（詳しくは、P12「旧免許状と新免許状の見分け方」をご覧ください。）

※修了確認期限を延期している場合は、免許状更新講習の受講期間は延期後の修了確認期限から起算する必要があり、受講期間外に講習を受講した場合、免許状更新のための講習として認められなくなります。

※修了確認期限のチェックは、下記の文部科学省のホームページで確認できます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

- ① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- ⑦ 教員採用内定者
- ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑩ 認定こども園で勤務する保育士
- ⑪ 認可保育所で勤務する保育士
- ⑫ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

4. 開設する講習

講習概要（講習内容、担当講師、受講料など）は本冊子の「12. 講習概要」にあります。

<選択領域：1 講習>

講習コード	講習名	定員	時間数	開設日	主な受講対象者	掲載ページ
401	保育におけるマネジメントとリーダーシップ	200人	6時間	11月18日(日)	幼稚園教諭	P8

5. 受講の申込方法

下記の「申込に必要な書類等」を揃えて、簡易書留にして郵送してください。その際、封筒に「教員免許状更新講習申込書類在中」と朱書きしてください。

①受講申込書、③事前アンケートは本冊子の巻末にあります。本学ホームページ「平成30年度教員免許状更新講習の受講案内【11月開講】」に掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。

また、申込受付は先着順とせず、中間締切日《9月28日(金)必着》を設け、受講希望者が定員を超過した場合は抽選をします。詳細は(4)注意事項をお読みください。

(1) 申込に必要な書類等

書類等	備考
①受講申込書	必要事項を記入し、顔写真を所定欄に貼付のうえ、所属学校(機関)長の証明・押印(公印)を必ず受けてください。 顔写真は、正面向・上半身・無帽・縦4cm×横3cm、申込以前3カ月以内に撮影した写真を貼付してください。 複数の講習を同時に申込みれる場合も申込書は1枚です。
②顔写真1枚 (10月に送付する受講票に貼付します)	正面向・上半身・無帽・縦4cm×横3cm、申込以前3カ月以内に撮影した写真。(裏面に名前を記入してください) ※受講申込書に貼付したものと別、1枚同封してください。
③事前アンケート	
④返信用封筒1通	角形2号(24cm×33.2cm)の封筒に140円切手を貼付し、申込者の郵便番号、住所及び氏名(～様と記入)を明記してください。

※受講料…10月下旬に「受講票」とともに「受講料振込用紙」を郵送しますので、記載されている振込締切日までに最寄の金融機関窓口より銀行振込にて納入してください。なお、振込手数料は受講者負担とさせていただきます。

(2) 申込受付期間

申込受付期間 平成30年9月20日(木)～10月5日(金) ※当日消印有効

中間締切日 平成30年9月28日(金) 必着

(3) 申込先・問合せ先

仁愛女子短期大学 免許状更新講習係 〒910-0124 福井市天池町43-1-1

Tel : 0776-43-6609 Fax : 0776-56-4555 e-mail : menkyokosyu@jin-ai.ac.jp

(4) 注意事項

- ① 中間締切日《9月28日(金)必着》時点で、受講希望者が定員を超過した場合は抽選をします。抽選を行う場合は本学ホームページに掲載しますので、各自で確認してください。
- ② 抽選となった場合、抽選に漏れた方のみ10月4日(木)までに連絡しますので「教員免許状更新講習受講申込書」には、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。また、電子メールでの連絡を希望される方は、手続書類とは別に9月28日(金)までに「氏名・住所・勤務先(件名は「抽選結果を希望」と記入)を書いた電子メールを、本学の免許状更新講習係宛に送信してください。【menkyokosyu@jin-ai.ac.jp】
- ③ 中間締切日時点で定員に達した場合は、申込受付期間終了日を待たずに募集を締め切りますのでご了承ください。中間締切日時点で定員に達しない場合は、引き続き募集を行います。
- ④ 受付状況は、随時、本学ホームページの「平成30年度教員免許状更新講習の受付状況【11月開講】」でご確認ください。
- ⑤ 申込受付期間終了日(平成30年10月5日)時点で、開講最少人数(10名)に満たない講習は、開講しない場合があります。その場合は申込者に連絡します。

6. 受講票、受講料振込用紙の送付

受講が決定したら、10月下旬に「受講票」、「受講料振込用紙」等を郵送します。

受講料につきましては、「受講料振込用紙」に記載されている振込締切日までに最寄の金融機関窓口より銀行振込にて納入してください。なお、振込手数料は受講者負担とさせていただきます。また、振込締切日までに受講料が納入されない場合は、受講を取り消す場合もあります。

7. 受講上の注意

(1) 持参物等

- ① 受講前に「講習概要」を再度確認してください。持参物等が指示されている場合は忘れずに持参してください。
- ② 受講当日は「受講票」を必ず持参し、受付に提示してください。また講習会場では、出欠確認の際に提示を求められることがあります。
- ③ 遅刻、欠席、早退、途中退席は認めません。この場合は履修認定はしません。
- ④ 昼食は各自で準備してください。なお、学内食堂は営業していますので利用可能ですが、学生等も使用し大変混雑いたします。あらかじめご了承ください。
- ⑤ 講義室は席によって空調の温度差がありますので、調整できるものを持参してください。

(2) 受講の取り消し

止むを得ず受講を取り消す場合は、平成30年11月16日(金)(土・日・祝日等業務を行わない日を除く)の午後5時までに、免許状更新講習係へご連絡ください。その場合、受講料等はお返ししますが、返還に係る手数料は受講者負担とさせていただきます。事前に連絡なく当日欠席した場合および講習開始後の早退・受講取止めは、原則として受講料は返還しません。

(3) 講習の中止

- ① 暴風警報などの気象警報の発令、地震などの自然災害、公共交通機関の不通・運休、その他本学が講習の中止を必要と認めた場合(担当講師の急病など)には、講習を中止することがあります。その場合は、本学ホームページでお知らせしますので、当日朝、ホームページでご確認ください。

②講習が中止になった場合には、代替講習日を設ける予定です。しかし代替日を設けることが不可能な場合や受講者が代替日に出席できない場合は、受講料等はお返しします。

8. 履修認定試験・事後評価アンケート

- ①講習では筆記試験を行い、成績評価を行います。
- ②講習終了後に「事後評価アンケート」を回答し、講習担当教員にお渡しください。

9. 履修証明書の送付

講習終了後、履修認定がなされた受講者に対して、12月中旬に「履修証明書」を送付します。「履修証明書」は、免許管理者（勤務する学校（園）所在地の都道府県教育委員会）に対し、免許状更新講習修了の確認申請をするための添付書類となりますので、大切に保管してください。

10. 個人情報の取扱い

受講希望者から提出された受講申込書等に記載されている個人情報および履修認定試験結果等の個人情報については、教員免許更新に関わる業務を行うために利用するとともに管理し、他の目的での利用は行いません。

11. 講習会場へのアクセス

◎JRでお越しの方

JR「森田駅」より徒歩15分

◎バスでお越しの方

京福バス「福井駅」1番乗場より大学病院新田塚線で「仁愛短大前」下車
京福バス「福井駅」2番乗場より丸岡線で「森田八重巻」下車、徒歩10分

◎お車でお越しの方

北陸自動車道「福井北 I.C」より車で15分

北陸自動車道「丸岡 I.C」より車で15分

※本学には十分に駐車場がありますのでご利用ください。



12. 講習概要

仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習概要（選択）

講習コード	401		
講習名	保育におけるマネジメントとリーダーシップ		
認定番号	平 30-35141-500172 号		
講習会場	仁愛女子短期大学		
必修・選択必修・選択	必修 ・ 選択必修 ・ 選択		
担当講師（氏名・所属）	増田 翼 仁愛女子短期大学 幼児教育学科 准教授		
日程	平成 30 年 11 月 18 日（日）		
講習時間	9：00 ～ 16：10（受付時間 8：30～9：00）		
時間数	6 時間	受講料等	受講料 6,000 円 教材費等 0 円 計 6,000 円
受講定員	200 人（開講最少人数は 10 人）		
	開講最少受講者数未満の場合は、講習は行わずに受講料はお返しします。		
対象職種	教諭 養護教諭		
主な受講対象者	主として幼稚園教諭		
講習の目標・ねらい			
<p>本講習では、多様化・複雑化する保育現場の現状を踏まえたうえで、保育におけるマネジメントとリーダーシップの理論および意義・役割について理解することを目標とする。具体的には、講習を受講することで、①組織マネジメント、②他職種との協働・連携、③保育の質保証、④保育におけるリーダーシップ、などについて考察するための見方を獲得する。</p>			
講習内容・授業方法			
<p>1. オリエンテーション 9：00～9：10</p> <p>2. 「近年の学校（園）経営改革の動向および組織マネジメントについて」 9：10～10：30 保育を取り巻く近年の経営（制度）改革の特徴について理解するとともに、「組織目標の設定と進捗管理（PDCA サイクル）」や「職員の資質向上」などが求められる背景について考察する。</p> <p>3. 「他職種との協働・連携」 10：40～12：10 2015 年に出された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」をもとにしながら、「カリキュラムマネジメント」に寄与するような多職種（他職種）との連携・分担体制とはどのようなものか考察する。</p> <p>4. 「保育の質保証」 13：00～14：30 法令等に明記された最低基準を満たすことはもちろんのこと、設定された組織目標の達成や利用者のニーズの充足も含めた様々な質の確保によって、保育現場の利害関係者（ステークホルダー）の信頼を確立していく「質保証」のプロセスについて考察する。</p> <p>5. 「保育におけるリーダーシップ」 14：40～15：40 今後の保育現場にとって重要となる「分散型・共有型リーダーシップ」について理解したうえで、園の円滑な運営に向けたリーダーシップの力量形成について考察する。</p> <p>6. 「2～5の筆記試験」 15：40～16：10</p>			
<p>評価方法：筆記試験により評価する。</p> <p>出席要件：遅刻、欠席、早退、途中退席は認めません。この場合、履修認定はしません。</p>			
<p>連絡事項：本講習は、幼稚園教諭免許状を有する更新対象者すべての方を主な受講対象者として設定しています。（※経営者、管理者、ミドルリーダー等のみを対象とした講習ではありません）</p>			

13. 受講申込書
事前アンケート

平成30年度 仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習受講申込書【11月開講】

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	(顔写真) 縦 4cm×横 3cm ・正面向、上半身、無帽 ・3ヶ月以内に撮影したもの ・裏面に氏名を記載
氏名					
連絡先	(〒 ー) 都道府県 市郡	※平日、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。 (TEL) ー ー (□ 自宅 □ 勤務先) (携帯) ー ー			
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。 ※勤務先は正式名称でご記入ください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員			
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)			
	⑤その他	(勤務先)	(職名)		

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。 ※記入の方法はP12「所持する免許状の欄の書き方について」をご覧ください。
 (受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。
 ※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。

○ 修了確認期限または有効期間について記入してください。 ※P12「旧免許状と新免許状の見分け方」をご覧ください。

修了確認期限 (旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成 年 月 日
有効期間の満了の年月日 (新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成 年 月 日

○ 受講希望講習について

領域	講習コード	講習名	開設日
選択領域講習	401	保育におけるマネジメントとリーダーシップ	11月 18日 (日)

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕 ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は、P13「受講対象者の証明方法について」を参照ください。(証明書類の添付でも可)

(受講者)

ふりがな		生 年 月 日	昭 和 年 月 日
氏 名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

公印

(参考) ※送付不要

〔受講者本人記入欄〕

○所持する免許状の欄の書き方について

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		平成 年 月 日	平成 年 月 日

〔受講者本人確認用〕

○旧免許状と新免許状の見分け方

＜旧免許状＞

平成21年3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

＜新免許状＞

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

(参考) ※送付不要

〔受講者本人確認用〕

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
（いずれも、他の領域への振替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

※平成30年5月31日までに修了確認を受ける者までは、該当する可能性があります。

〔証明者記入様式〕

○受講対象者の証明方法について

受講対象者の区分		証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

(別紙)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日

平成 30 年度 仁愛女子短期大学
教員免許状更新講習 事前アンケート【11 月開講】

この事前アンケートは、受講者の全体的な意向を把握することを目的として実施するもので、個々の受講者の意向全てを講習内容等に直接反映することを目的としたものではありません。
受講する講習についてご記入いただき、受講申込書等に同封して郵送してください。

講 習	選択
講習コード	401
講 習 名	保育におけるマネジメントとリーダーシップ

1. 本講習をどのようにお知りになりましたか。該当するものに○印を付してください。(複数回答可)

1. 本学のホームページ
2. 福井県教育委員会ホームページ
3. 文部科学省ホームページ
4. その他 (具体的に _____)

2. 本講習の受講を希望した理由は何ですか。該当するものに○印を付してください。(複数回答可)

1. 都合のよい日程で開講されている。
2. 現住所からの交通の便がよい。
3. 講習内容に興味・関心がある。
4. その他 (_____)

3. 本講習を受講するにあたってのご要望があれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

アンケートの内容については、できるだけ講習内容に反映できるように努めていきます。

お問い合わせ先

仁愛女子短期大学

免許状更新講習係

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1

TEL 0776-43-6609

FAX 0776-56-4555

e-mail menkyokosyu@jin-ai.ac.jp

HP <http://www.jin-ai.ac.jp/>